

9. 4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内体制

①担当セクション

本市では、共同施設事業や商店街活性化促進事業など商店街の活性化については、商工観光部山形ブランド推進課が、都市計画全般については、まちづくり政策部まちづくり政策課が、再開発事業については、まちづくり政策部まちなみデザイン課において推進し中心市街地活性化を図ってきた。

組織機構として中心市街地活性化を一体的に推進するための担当課は設置されていないが、企画調整部企画調整課、商工観光部山形ブランド推進課、まちづくり政策部まちづくり政策課の3課が連携を図り、共同で基本計画に関する業務にあたっている。

②中心市街地活性化基本計画策定関係課長会議

前述の3課を中心とし、前計画の評価・総括の実施と新計画策定に向けた作業を推進し、計画案の作成・検討を行った。

③中心市街地活性化基本計画策定関係部長会議

前述の「中心市街地活性化基本計画策定関係課長会議」と同様、前計画の評価・総括の実施と新計画策定に向けた検討を行った。

表9-1 中心市街地活性化基本計画策定関係部長会議

総務部長
財政部長
企画調整部長
商工観光部長
まちづくり政策部長

表9-2 中心市街地活性化基本計画関係課長会議

総務課長
財政課長
企画調整課長
山形ブランド推進課長
まちづくり政策課長

(2) 関係者との連携状況

①関係者との勉強会の実施

前計画の実施状況や新計画における基本的な考え方の説明、経済産業省や国土交通省の支援策などの紹介を行い、中心市街地の活性化に向けて議論を交わした。

《民間事業者との検討会》(令和元年9月12日)

○新規計画策定についての説明

○基本計画と連携した支援措置について説明

○事業についての調査・ヒアリング

《民間事業者との検討会》（令和元年10月7日）

- 基本計画と連携した支援措置について説明
- 事業内容についてのヒアリング
- 新計画策定に向けた意見交換

《民間事業者との検討会》（令和元年10月11日）

- 事業内容についてのヒアリング
- 新計画策定に向けた意見交換

《民間事業者との検討会》（令和元年12月5日）

- 基本計画と連携した支援措置について説明
- 新計画策定に向けた意見交換

《民間事業者との検討会》（令和2年3月2日）

- 事業内容についてのヒアリング、進捗状況の確認
- 基本計画と連携した支援措置について説明

《民間事業者との検討会》（令和2年4月13日）

- 新規計画策定に向けた意見交換

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

中心市街地活性化協議会については、法第15条第1項の規定に基づき、基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、山形商工会議所と財団法人山形市開発公社（中心市街地整備推進機構）が中心となり、平成20年3月4日、山形市中心市街地活性化協議会が設立された。

関係者の緊密な連携と協力体制のもと、基本計画の策定、特定事業の実施など、中心市街地活性化に積極的に取り組む体制が整えられた。

協議会の目的達成のため、下部組織として幹事会を設け連携をとりながら、随時委員会等を開催し意見調整を行うこととしている。

表9-3 山形市中心市街地活性化協議会構成員名簿

区分	法令根拠	構成員・団体等	協議会委員	備考
共同設置者	法第15条第1項	山形商工会議所	会頭	会長
		山形商工会議所	専務理事	副会長
		(一財)山形市都市振興公社	理事長	副会長
商業者	法第15条第4項	山形市商店街連合会	会長	
		山形市中心商店街街づくり協議会	会長	
		(株)山形街づくりサポートセンター	代表取締役	
		七日町商店街振興組合	理事長	
交通事業者	法第15条第4項	東日本旅客鉄道(株)	山形駅長	
		山交バス(株)	代表取締役会長	
医療福祉	法第15条第4項	山形市社会福祉協議会	常務理事	
地域住民代表	法第15条第4項	山形市消費者連合会	会長	
行政 (市町村)	法第15条第4項	山形市企画調整部	部長	
		山形市商工観光部	部長	監事
		山形市まちづくり政策部	部長	
観光	法第15条第4項	(一社)山形市観光協会	事務局長	
地域経済	法第15条第8項	山形商工会議所まち賑わい委員会	担当副会頭	
		山形商工会議所商業第二部会	部会長	
		山形商工会議所観光サービス部会	部会長	
		山形商工会議所まち賑わい委員会	部会長	
		(株)山形銀行	常務取締役	監事
		(株)きらやか銀行	営業本部 本業支援戦略部長	
		山形農業協同組合	代表理事専務	
大学	法第15条第8項	山形大学	地域教育文化学部 生活総合学科教授	
		東北芸術工科大学	建築・環境デザイン 学科教授	
地域メディア	法第15条第8項	(株)山形新聞社	論説委員長	
オブザーバー	法第15条第7項	山形県商工労働部商業・県産品振興課	課長	
		山形県県土整備部県土利用政策課	課長	
		山形県山形警察署	交通官	
		中小企業基盤整備機構 高度化事業部まちづくり推進室	室長	

表9-4 山形市中心市街地活性化協議会幹事会名簿

区分	所属	役職等	備考
共同設置者	山形商工会議所	専務理事	幹事長
	(一財)山形市都市振興公社	常務理事	副幹事長
商業者	山形市商店街連合会	副会長	
	山形市中心商店街街づくり協議会	副会長	
	山形市中心商店街街づくり協議会	事務局長	
交通事業者	東日本旅客鉄道(株)	山形駅副駅長	
	山交バス(株)	常務取締役	
医療福祉	山形市社会福祉協議会	事務局長	
観光	(一社)山形市観光協会	チーフディレクター	
地域経済	山形市消費者連合会	会長	
	(公社)山形青年会議所	常任理事	
	(有)コンサルティングハウス大野	代表取締役	
	城下町やまがた探検隊	隊長	
	NPO やまがた育児サークルランド	代表	
	(株)山形銀行	本店第一部長	
	(株)きらやか銀行	営業本部本業支援部本業支援室主管	
行政	山形市企画調整部企画調整課	課長	
	山形市商工観光部山形ブランド推進課	課長	
	山形市商工観光部観光戦略課	課長	
	山形市まちづくり推進部まちづくり政策課	課長	
	山形市まちづくり推進部まちなみデザイン課	課長	
	山形市商工観光部雇用創出課	課長	
	山形県村山総合支庁産業経済部地域産業経済課	課長	

(1) 協議会開催状況

- 令和元年度第2回 構成員・幹事合同会議 令和元年12月17日
 - ・前計画の計画変更について
 - ・新計画の策定について
- 令和2年度第1回 構成員会議 令和2年6月9日
 - ・第3期山形市中心市街地活性化基本計画(案)について
 - ・令和元年度山形市中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて
- 令和2年度第2回 構成員会議 令和3年2月9日
 - ・計画の変更について
- 令和3年度第1回 構成員・幹事合同会議 令和3年5月18日～6月3日
 - ・令和2年度山形市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップについて
 - ・令和2年度山形市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて
 - ・計画の変更について

- 令和3年度第2回 構成員・幹事合同会議 令和3年12月20日
 - ・計画の進捗状況について
 - ・計画の変更について
- 令和4年度第1回 構成員・幹事合同会議 令和4年5月13日
 - ・令和3年度山形市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて
 - ・計画の進捗状況について
 - ・計画の変更について
- 令和4年度第2回 構成員会議 令和4年12月21日
 - ・「基本計画への事業追加」について
- 令和5年度第1回 構成員・幹事合同会議 令和5年5月12日
 - ・令和4年度山形市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて
 - ・計画の進捗状況について
 - ・計画の変更について
- 令和5年度第2回 構成員会議 令和5年12月7日～12月22日
 - ・計画の進捗状況について
 - ・計画の変更について

(2) 山形市中心市街地活性化協議会からの意見書

令和2年8月11日

山形市長 佐藤孝弘様

山形市中心市街地活性化協議会
会長 矢野秀弥

第3期山形市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書の提出について

中心市街地活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、第3期山形市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を別紙の通り提出いたします。

(別紙)

第3期山形市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

山形市は今回中心市街地の活性化に向け、『第3期山形市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「第3期基本計画」という。）』を策定しました。

消費者ニーズの多様化、中心商店街大型店舗の廃業、山形市郊外・仙台市や近隣市への商業施設の集積の進展等、競争が激化するなか、第2期基本計画では、中心市街地の交流人口増加を図るべく、「街なか回遊・街なか居住・イベントによるにぎわいの創出」「特色ある商業の振興」「山形の歴史・文化資源を活かした街なか観光の推進」

の3つの基本方針に沿い商業集積地である山形駅前地区及び七日町大通りを主軸として、中心市街地のにぎわい創出に貢献いたしました。

地方都市における中心市街地は、人々が交流する街の顔としての役割は大きく、観光客や市民が山形市中心市街地に訪れた際、街の魅力を感じていただけるような、賑わいづくりの創出と街のレイアウト等、第3期基本計画にある3つの基本方針は、中心市街地の活性化を推進するためには不可欠です。

第2期基本計画については、市と協議会が数次にわたる協議・検討を重ねた上でまとめたものであり、その内容に同意するものであります。

ただし、第3期基本計画の遂行においては、下記の事項について特段の配慮をいただきたく意見を申し述べます。

記

1. 当該事業計画を実施するに当たり、内閣府をはじめ関係省庁及び関係機関・団体、民間事業者等との連絡を緊密にし、また、街づくりに携わる団体等の人材育成と事業の連携を図り、スムーズな事業の遂行を図るとともに、事業の進捗状況、成果等について報告を行うとともに事業内容の見直しや新たな事業の追加についても協議をお願いします。
2. 第2期基本計画に位置付けられたハード事業及びソフト事業の進捗は概ね実施され、一部では活性化が図られたが、中心市街地全体の街なか回遊の増加にまでは至っていない。第3期基本計画においても、回遊環境の創出を図り、商業の振興と滞留人口・交流人口の増加を図られるようお願いします。
3. 中心市街地の回遊性にも通じるが、来街者の滞在時間が短いとのアンケート結果が出ている。昨今、時間消費型の施設が望まれており、山形市の中心市街地においても、市民が一息つけるような憩いのスペースを設けていくことが必要ではないかと考える。併せて、中心市街地の緑量が少ないと感じている結果も出ており、自然と共存した魅力ある街づくりを進めていただきたい。

山形市中心市街地活性化協議会規約

(目 的)

第1条 山形商工会議所及び中心市街地整備推進機構たる一般財団法人山形市都市振興公社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、山形市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその他必要な事項を協議し、山形市中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とし、共同で中心市街地活性化協議会を組織する。

(名 称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「山形市中心市街地活性化協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(活 動)

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 山形市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地活性化に関する意見交換及び情報交換
- (3) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に係る事業に関すること

(構 成)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 山形商工会議所
- (2) 一般財団法人山形市都市振興公社
- (3) 山形市
- (4) 法第15条第4項に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

(会 費)

第5条 会費は、必要に応じ別途定める。

(会長及び副会長等)

第6条 協議会に、会長、副会長、監事を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(委 員)

第7条 委員は、第4条各号に該当する者をもって充てる。

ただし、団体、企業等にあつては、その構成員が指名する者をもって委員とする。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選出その他必要と認める事項を審議する。

- 2 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席で成立するものとし、議事は、出席者の過半数をもって

これを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会)

第9条 協議会の目的を達成するため、幹事会（以下「幹事会」という。）を置くことができる。

2 幹事会の組織・運営、その他必要な事項は、別に定める。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 山形商工会議所に事務局を置く。

(解散)

第12条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、会議の承認を得て、協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会議の承認を得て別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年3月4日から施行する。

2 協議会設立時の委員の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 第1条(目的)及び第4条(構成)は、平成26年2月3日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

前計画で位置づけた事業は概ね実施することができ、空き店舗の解消が図られ、年間商品販売額も回復傾向にあるなど一定の成果が創出されている。しかしながら、居住人口は減少傾向に転じ、歩行者・自転車通行量や街なか観光客の入込数は伸び悩んでおり、来街者や市民のニーズを踏まえ、引き続き活性化に向けた取組を進める必要がある。

①前計画に基づく事業の実施状況及び評価模様

前計画の事業の実施状況や数値目標の達成状況を客観的に整理し、分析を行った。事業の着手率は93.4%であり、3つの目標のうち1つが達成見込みであり、2つが未達成である。詳しくは下記項目の中で整理している。

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」

[3] 前計画の検証

- (1) 計画の概要
- (2) 中心市街地活性化の目標
- (3) 前計画の事業の進捗状況
- (4) 前計画の数値目標の達成状況
- (5) 前計画の総括・評価

②統計的データによる客観的な把握・分析

統計データ等に基づき、中心市街地の現状と課題について整理を行った。中心市街地の年間商品販売額は回復傾向にあるものの、人口や売り場面積が減少傾向にある。詳しくは下記項目の中で整理している。

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」

[2] 中心市街地の現況

- (1) 人口の状況
- (2) 住居の状況
- (3) 土地利用等の状況
- (4) 商業の状況
- (5) 歩行者通行量の状況
- (6) 観光の状況
- (7) 公共交通機関の状況

③地域住民のニーズ等の把握と現状分析

来街者や市民を対象にしたアンケート調査を平成29年～令和元年に実施し、中心市街地の印象や来街手段、来街目的等について把握し、分析を行った。その結果、中心市街地の活性化必要と感じている市民が多いことや、歴史や文化、商業、居住環境など様々な分野での魅力向上が必要なことなどが判明した。詳しくは下記項目の中で整理している。

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」

[4] 市民・来街者意識の分析

- (1) アンケート調査の概要
- (2) アンケート調査の分析

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業との連携・調整

前計画においては、街なか観光・イベントなどによる人の集客を核として、あわせ

て街なか居住も進め、これらと結びついた商業の振興を図るため、街なか観光・イベントを推進する団体を官民連携で組織し、事業を展開してきた。こうした中、中心市街地では新たな動きも生まれてきており、既存団体との連携を図ることで、新たな事業展開が期待される。

①山形市中心商店街まちづくり協議会

山形市中心商店街まちづくり協議会は、中心市街地内の9商店街により組織されている団体であり、中心市街地活性化に向け、街の魅力を創出するイベントの実施や他団体のイベントの支援・協力などを行っている。

②山形エリアマネジメント協議会

山形エリアマネジメント協議会は、山形市や山形商工会議所、金融機関、報道機関、不動産や商業、観光関係団体などの11団体から組織されている団体であり、中心市街地グランドデザインに基づいた中心市街地活性化のための各種プロジェクトを推進している。

③街なか賑わい推進委員会

街なか賑わい推進委員会は、新たな交流を生み出し賑わいの創出を図るため、行政・民間の約20団体から組織され、中心市街地で実施されているイベント等の連携推進や、観光ルートの作成、PR戦略を展開している。

④大学

県内の大学や高等専門学校等の教育機関と、山形県により組織された「大学コンソーシアムやまがた」のサテライト「ゆうキャンパス」が中心市街地の隣接地に整備され、公開講座や学生生活動の場として活用されている。

また、中心市街地内の遊休不動産をリノベーションする事業を、山形大学や東北芸術工科大学と連携し実施している。

⑤民間事業者による活動団体

中心市街地内で事業を実施する各実行委員会等と連携し、ソフト事業を実施している。

- ・スプリングフェスティバル実行委員会
- ・花笠サマーフェスティバル実行委員会
- ・まちコンやまがた実行委員会
- ・「みちのく阿波おどり」山形協議会